

質問事項に関する留意点

① 質問事項は具体的かつ明確なものにする

漠然としたご相談にはお答えできません。具体的な質問事項を記載いただくようにご協力をお願いいたします。

・お答えできる質問の例

図面上に質問箇所を明確に示し、具体的に「この箇所について、法第〇条〇項の〇〇〇の規定には抵触しないでしょうか？」

・お答えできない質問の例

図面を提示いただき、「〇〇を計画しているのですが、何に気を付ければよいですか？」

② 関係条項と関連情報を確認する

質問に係る関係条項については、あらかじめ確認を行ってください。解説書等により収集した情報については、その写しとともに出典先についても控えておき、必要に応じてご提出ください。

また、関係例規集（条例、規則、その他指導基準等）についても確認願います。

（なお、他の指定確認検査機関や申請予定地と異なる特定行政庁等での取扱いについて、同じ取扱いが可能とは限りませんのでご了承ください。）

③ 質問事項はあらかじめ整理しておく

質問事項をあらかじめ整理しておくことで、質問漏れを防ぐことができます。効率的な相談業務ができるようにご協力をお願いいたします。